

一般競争入札の公告

下記事業について、次のとおり一般競争入札を行うので、一般社団法人滋賀県造林公社会計処理規程（以下、「規程」という。）第101条の規定により公告する。

令和7年6月23日

一般社団法人 滋賀県造林公社 理事長 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 事業番号 令和7年度 第1010号
- (2) 事業名 分収造林事業（木材生産）
- (3) 事業場所 高島市安曇川町田中地先 事業地 No.1440田中（阿弥陀山）
- (4) 事業内容 仕様書による
- (5) 事業期間 契約締結日から令和7年11月28日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 規程第99条に規定するものに該当しないものであること。
- (2) 「森林整備にかかる入札参加者に必要な資格等に関する要綱」に規定する資格を有する者と認められ、一般競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 入札参加作業種区分：木材生産等および保育等

3 入札執行の場所および日時

- (1) 契約条項等の閲覧場所および問い合わせ先
一般社団法人滋賀県造林公社
滋賀県大津市松本一丁目2番1号 TEL 077-522-8349
- (2) 入札の日時および場所
令和7年7月8日（火）13時00分
大津合同庁舎6階 森林政策課作業室
- (3) 開札の日時および場所
入札終了後直ちに入札者立会いのうえ行う。

4 入札方法等

- (1) 規程および造林公社入札執行要領の規定によるものとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

6 契約書作成の要否 要

7 郵便等による入札の可否

否

8 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は入札を無効とする。

- (1) 規程第 102 条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 前金払および部分払

- (1) 前金払は請求することが出来る。
- (2) 請負金額が 200 万円以上の請負事業であって、工期が 30 日以上で出来高が 50%以上となった場合は、1 回に限り出来高の 10 分の 9 以内で部分払いをおこなうことができる。

10 最低制限価格

最低制限価格を設けない。

11 落札者の決定方法

この公告に示した事業を履行することができると一般社団法人滋賀県造林公社が認めた入札参加者であって、規定により作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格を持って入札した者を落札者とする。

12 契約手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨

13 現地説明会の日時、場所

現地説明は行わない。

14 その他必要事項

- (1) 代理人が入札を行う場合、代理人は入札開始前に入札執行者に委任状を提出しなければならない。
- (2) 入札参加者のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないとき（予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札がないとき。）は、直ちに再度の入札を行うことがある。
- (3) 同価の入札者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。
- (4) 公告等に対する質問および回答は次による。

① 質問受付

場所 一般社団法人滋賀県造林公社

〒520-0807 大津市松本一丁目 2 番 1 号 FAX 077-521-0345

期間 令和 7 年 6 月 23 日（月）から令和 7 年 7 月 4 日（金）

（土曜日、日曜日および祝日並びに正午から午後 1 時までの時間帯を除く。）

の午前 9 時から午後 4 時まで。

② 質問の回答

紙による閲覧

閲覧場所 質問受付場所と同じ

電子による閲覧

一般社団法人滋賀県造林公社ホームページの入札情報に掲載する。